

令和3年11月11日

まちづくり委員会資料

若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域の指定に伴うパブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域の指定に伴う パブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、公共の場所における自転車等の放置による危険等を除去し、歩行者の通行の安全などを図るため、昭和62年に「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、自転車利用の状況を踏まえ、市内49の駅周辺において放置禁止区域の指定を行い、放置自転車対策を実施しております。

この度、若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域指定（案）に関するパブリックコメントの実施結果をとりまとめました。

2 意見募集の概要

題名	「若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域指定（案）」に関する意見募集
意見の募集期間	令和3年9月6日（月）～ 令和3年10月8日（金）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（令和3年9月1日号） ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所市政資料コーナー ・ 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 ・ 建設緑政局自転車利活用推進室
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所市政資料コーナー ・ 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 ・ 建設緑政局自転車利活用推進室

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	6 通 （11 件）
電子メール	6 通 （11 件）
F A X	0 通 （ 0 件）
郵 送	0 通 （ 0 件）
持 参	0 通 （ 0 件）

4 意見項目と取扱区分

項 目	取 扱 区 分					計
	A	B	C	D	E	
(1) 放置自転車対策全般に関すること	0	2	0	0	0	2
(2) 放置禁止区域指定（案）に関すること	0	4	0	0	0	4
(3) 駐輪場に関すること	0	0	3	1	0	4
(4) その他	0	0	0	0	1	1
合 計	0	6	3	1	1	11

- ※取扱区分 A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
 B：案の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの
 C：意見を踏まえ、今後取組を進める中で参考とするもの
 D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
 E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見）

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

(1) 放置自転車対策全般に関すること (2件)

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>大量の放置自転車は景観の阻害し、また、駅周辺の安全な通行の妨げとなるため、新たに放置禁止区域が追加されることはとても望ましい。</p> <p>今後、未指定となっている駅についても、引き続き指定をされていくことを期待する。</p> <p>(同趣旨意見 他1件)</p>	<p>放置禁止区域の指定により、一層の放置自転車対策を推進してまいります。</p> <p>また、未指定駅については、自転車等の利用や放置自転車等の推移を注視しながら、適正に対応してまいります。</p>	B

(2) 放置禁止区域指定(案)に関すること (4件)

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	ハナミズキ線歩道橋下に自転車等が放置されており、その場所に駐輪場が整備されるので、放置自転車対策としていい案である。	この度、公共の場所における自転車等の放置による危険等を除去し、歩行者等の通行の安全と災害時における緊急活動の場の確保を図り、自転車等の適正利用を推進するため、当該駅周辺においては、駐輪場の整備と併せ、放置禁止区域の指定を行うものでございます。 今後も公正かつ公平で、安全・安心な自転車の利用環境の充実に向け、これらの取組を進めてまいります。	B
2	新しく駐輪場を設置する箇所には、常時、自転車やバイクが止められている。近くにバイク駐輪場があるが、正規に駐輪場を利用している立場からすると、何の取り締まりもないのか、と不公平に思っていた。 今回、若葉台駅を放置禁止区域に追加することで、正規に駐輪している人が正しいと言えるような環境を作っていただきたい。		B
3	路上への違法な駐輪がなくなり、公正で公平な社会が実現することを期待する。		B
4	現在、駐輪場は稲城市側に集中しており、川崎市民がわざわざ稲城市側の駐輪場を使用しなければならない。川崎市民として、ただ放置自転車等の取り締まりをされるだけでなく、駐輪場の整備をした上での放置禁止区域の指定は大変良いことである。		B

(3) 駐輪場に関すること (4件)

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	新たに整備される駐輪場は定期利用か、または一時利用なのかということは記載がなかったため、利用形態が気になる。どちらも利用できる駐輪場が整備されると、市民としても利用しやすいと感じることから、両方利用できる駐輪場を希望する。 (同趣旨意見 他1件)	新たに整備される駐輪場については、自転車の利用状況やニーズを踏まえ、一時及び定期利用の両方が利用できるよう指定管理者と調整を進めております。 また、利用料金についても、周辺駐輪場の状況を踏まえ、利用しやすい料金設定を行ってまいります。	C
2	駐輪場の利用料金について、短時間利用がしやすい料金設定をお願いしたい。		C

3	駐輪場が満車の時はどうすれば良いのか。	当該駅周辺においては、新たな駐輪場の整備により、概ね駐輪需要に対応した収容台数の確保を予定しておりますが、運用開始後の利用実態等の動向を把握しながら、適正な対応を図ってまいります。	D
---	---------------------	--	---

(4) その他 (1件)

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	川崎側にシェアサイクルのポートが少ないので、検討してほしい。	本市が実施している民間事業者主体によるシェアサイクル実証実験において、一定の効果、有効性が見込まれているところでございますので、引き続き、利用規模や対象エリアの拡大なども考慮し、一層の利用促進に向けた取組を進めてまいります。	E

<意見を踏まえた本市の対応>

寄せられた意見は、「若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域指定(案)」の趣旨に沿った意見が大半であったことから、原案どおり、「若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域指定」の手続きを進めてまいります。

6 今後のスケジュール(予定)

令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場整備に伴う条例改正に関する議案の上程及び自転車等放置禁止区域指定の告示 新たな駐輪場の整備着手
令和4年 1月～	<ul style="list-style-type: none"> 事前周知(チラシ配布、横断幕設置など)
3月	<ul style="list-style-type: none"> 新たな駐輪場の整備完了 定期利用申し込み受付開始
4月 1日～	<ul style="list-style-type: none"> 放置禁止区域の指定及び新たな駐輪場の運用開始

若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域の指定に伴うパブリックコメントの実施について

1 指定の経緯

- 本市では、公共の場所における自転車等の放置による危険等を除去し、歩行者の通行の安全などを図るため、昭和62年に「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定。
- 市内55の鉄道駅のうち、自転車利用の状況を踏まえ、49の駅周辺において放置禁止区域の指定を行い、放置自転車対策を実施。
(※未指定駅：大川、武蔵白石、扇町、昭和、矢向、若葉台駅周辺)
- 麻生区内では、隣接する町田市内の鶴川駅を含む9駅周辺のうち、8駅において放置禁止区域の指定を行っている。
- 若葉台駅周辺についても、自転車利用の状況を踏まえ、総合計画第2期実施計画において、令和3年度に放置禁止区域の指定を位置づけており、取組を進めている。

<麻生区内の放置禁止区域指定状況>

駅名	指定日
百合ヶ丘	昭和62年10月1日
新百合ヶ丘	平成2年3月1日
柿生	平成6年4月1日
※ 鶴川	平成19年4月1日
五月台	平成19年4月1日
栗平	平成2年3月1日
黒川	平成24年1月1日
はるひ野	平成22年3月1日
若葉台	未指定

※隣接する町田市内の駅

2 若葉台駅周辺の自転車利用の状況

- 麻生区内全体の駐輪場については、9駅周辺に民間施設を含め53箇所整備されている。
- そのうち、若葉台駅周辺の駐輪場については、稲城市営駐輪場1箇所、民営駐輪場3箇所、計4箇所。収容台数は943台、令和元年度の平日16時の実態調査による利用台数は696台、利用率は73.8%となっている。なお、平成27年度の実態調査の利用台数では458台あり、令和元年度までの5年間で238台増加している。
- 放置自転車については、市道ハナミズキ線歩道橋下を含む駅周辺において、特に夕方時間帯に1日30台程度放置されている状況となっている。
(※放置の実態調査：平成27年度34台、令和2年度20台)

<麻生区内の駐輪場利用の状況>

	駐輪場	収容台数	実態調査 (令和元年度 平日16時)	
			利用台数	利用率
麻生区内9駅周辺	53箇所	12,445台	9,030台	72.6%
うち若葉台駅	4箇所	943台	696台	73.8%



※市道ハナミズキ線歩道橋下の放置自転車等の状況 (令和3年3月16日17時)

3 若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域の指定 (案)

- 当該駅周辺における放置自転車等の実態を捉え、駅から概ね半径300mの範囲を基本に、本市が管理する主要地方道町田調布及び県道上麻生連光寺や、市道ハナミズキ線の道路を対象として放置禁止区域の指定を行う。



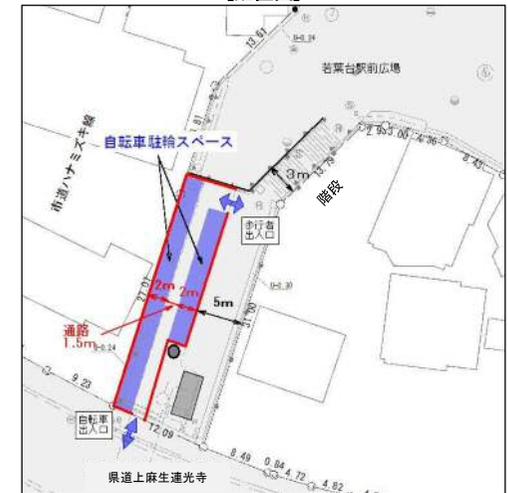
4 新たな駐輪場整備

- 自転車等放置禁止区域の指定に合わせ、増加する自転車利用への対応を図るため、新たな駐輪場整備を進める。
- 市道ハナミズキ線の現状の放置自転車等の改善に加え、利便性向上等を図るため歩道橋下付近にて整備を行う。

<整備概要>

敷地面積 : 約135㎡
 収容台数 : 自転車約85台
 利用時間 : 24時間利用可
 整備期間 : 令和3年12月着手
 令和4年3月完成(予定)

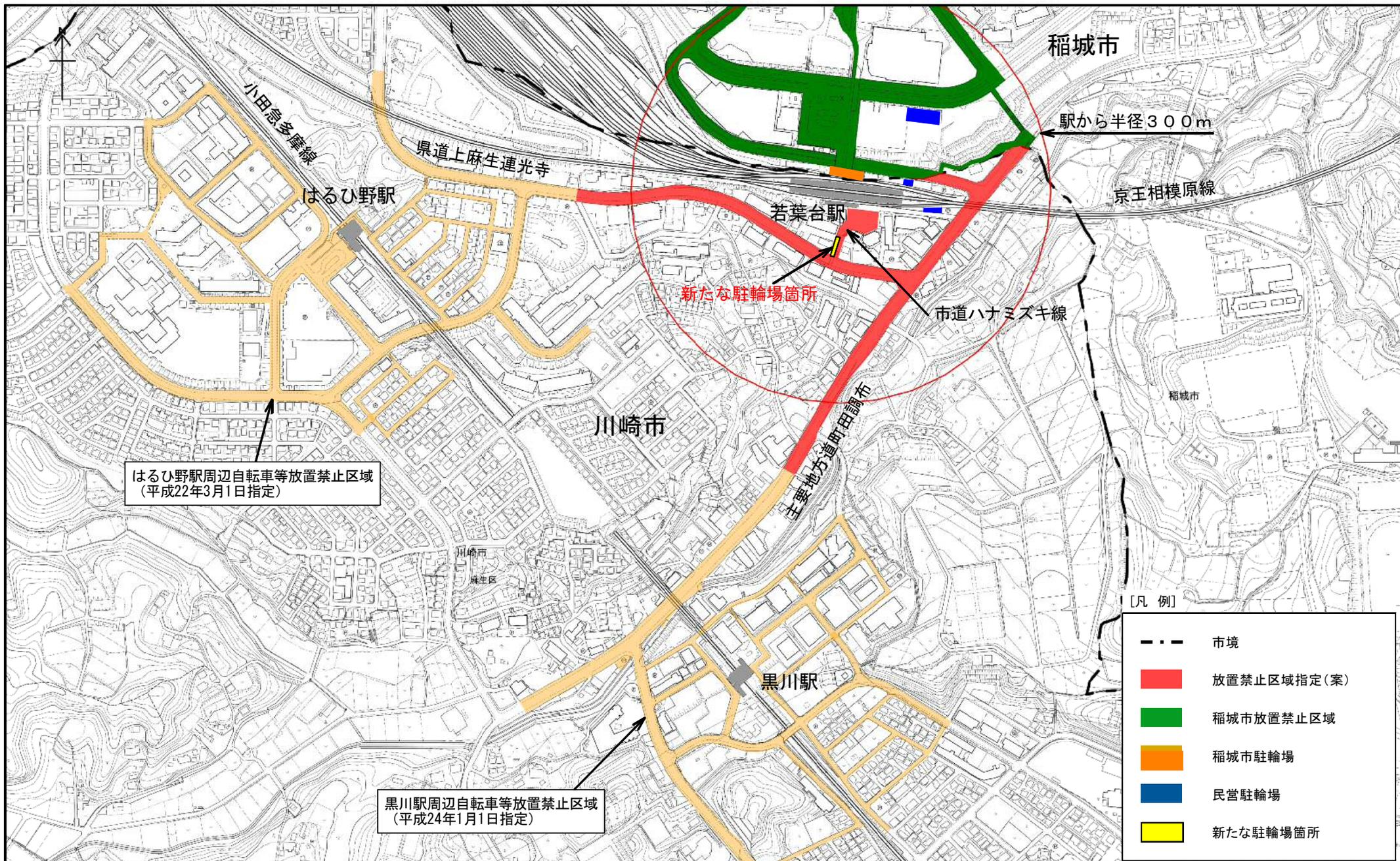
【配置図】



5 今後のスケジュール (予定)

令和3年9月6日～10月8日	パブリックコメントの実施
12月	駐輪場整備に伴う条例改正に関する議案の上げ及び自転車等放置禁止区域指定の告示
令和4年1月～	事前周知(チラシ配布・横断幕設置など)
4月1日～	放置禁止区域指定及び新たな駐輪場の運用開始

若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域指定（案）



※この地図は、東京都区域については、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものです。(承認番号) 3都市基交著第3号
また、川崎市区域については、川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。(承認番号) 川崎市指令ま計第11号

250 m
1:5,000